

# 新規就農者拡大促進事業の概要

## 1 目的

地域農業を維持・発展させ、本県農業を担う新規就農者を積極的に育成するため、平成24年度から国で実施される「就農給付金制度」と連携しながら、新規就農の育成に積極的に取り組もうとする県下の農業協同組合等を主体に、新たな担い手育成のモデルづくりを支援する。

## 2 事業主体（事業実施主体）

市町（農業協同組合、市町農業公社、農業法人）

## 3 事業内容

### (1) 就農実践研修支援（1年以上2年以内、1年度当たり2実施主体）

○JA等が新規就農候補者（2名以上）に対して、研修を実施

※対象活動例

- ・ 地域で就農に向けた技術研修（指導者賃金、旅費、種苗費・肥料費・農薬費・資料印刷費、使用料及び賃借料、等）
- ・ 研修に必要な農業用機械等の導入（トラクター、動噴、果樹栽培棚、等）

### (2) 就農定着支援（1年度当たり5実施主体）

○JA等が導入する新規就農者の経営開始に必要な農業用機械や施設の導入

※対象活動例

- ・ 柑橘栽培の規模拡大を図るために必要なスピードスプレーヤー等の整備
- ・ 地域の農地を集積し、地元の農家レストランにソバを供給するために必要なコンバインや乾燥機等の導入
- ・ 地域の農地を集積し、水稻の作業受託を行うために必要な乗用移植機やコンバイン等の導入
- ・ キュウリの施設栽培（養液土耕）

※事業対象者：市町の人・農地プランに位置付けられた、就農後5年以内の45歳未満の  
新規就農者

## 4 補助率等

### (1) 就農実践研修支援

1/2 以内

### (2) 就農定着支援

1/3 以内

## 5 事業実施期間

平成24年度～平成28年度

## 6 平成27年度予算額

18,800 千円

## 7 市町による助成

就農定着支援について、市町に対し、1/3の上乗せ助成を要請